

特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会市民スポーツ祭委託事業交付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会（以下「本会」という。）が、定款第6条第1号の団体に市民スポーツ祭の開催を委託する事業について、この委託金を適正に配分するため、交付基準その他必要事項を定めるものとする。

(算出基準)

第2条 委託金は、次の基準によって交付する。

(1) 均等割

(2) 参加人数割

2 均等割は、各団体で開催する市民スポーツ祭の基本的な財源を確保するため、各団体に対して同額の委託金を交付するものとする。

3 参加人数割は、各団体で開催する市民スポーツ祭に参加した人数を基準として、委託金を交付するものとする。

(委託金の総額)

第3条 委託金の総額は、毎年度本会の予算で定める額とする。

(委託金の割合基準)

第4条 前条に規定する委託金の総額は、次による配分割合とする。

(1) 均等割 10,000 円に団体数を掛けた額

(2) 参加人数割 第3条の委託金総額から前1号の額を差し引いた額

(参加人数割の算出基礎)

第5条 当該年度に各団体が開催した市民スポーツ祭の参加人数を算出し、前2号の規程により求めた人数割の金額を乗じて、各団体の参加人数割の委託金を算出する。(委託金の交付制限)

第6条 第2条から前条の規定により算出した各団体の委託金の総額が、当該団体の前年度決算における収入額(前期繰越金、助成金等)の総額を超えることになるときは、その自己財源の額を限度額として委託金を交付する。

(事業報告書の提出)

第7条 各団体は、別に定める特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会市民スポーツ祭委託事業報告書を事業完了後14日以内又は3月末日のいずれか早い日までに会長に提出しなければならない。

(委託金の交付時期)

第8条 各団体に対して交付する委託金は、6月末日までに交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は委託金の交付時期を変更することができる。(委託金の使途の制限)

第9条 委託金は、団体が開催する市民スポーツ祭の事業遂行(会場使用料、審判代、消耗品等)にのみ使用し、それ以外の目的に使用してはならない。(委託金の返還)

第10条 会長は、委託金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当した場合には、全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 前条の使用目的に違反した場合

(2) 参加人数の報告その他委託金算定の数値を偽って報告した場合

(会計監査)

第11条 会長は、団体に交付した委託金の使途について必要と認めるときは、関係帳簿その他必要と認める書類の提示を求め、団体の会計を監査することができる。

(変更等)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項及び変更等は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和7年7月1日から施行する。